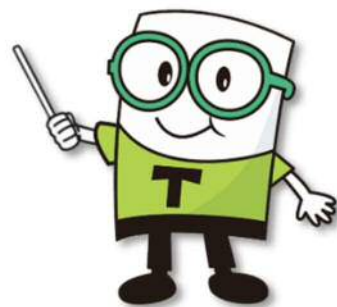


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です！



個人事業者の方で、令和5年10月1日から同年12月31日までの間において、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、基準期間（令和3年分）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年分消費税の確定申告が必要となります。

※ 確定申告は、インボイス発行事業者の登録日から令和5年12月31日までの取引について行います。

確定申告をするための2STEP

STEP

1

インボイス登録日以降の売上金額等の集計が必要

STEP

2

確定申告書を作成 ~申告書の作成・提出は自宅から e-Tax で！~

★ 国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」では、画面に従ってインボイス登録日以降の売上金額等を入力すれば、納税額を自動計算！

なお、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も、作成することができます。

★ 作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への送付や持参が不要！

確定申告書等
作成コーナー



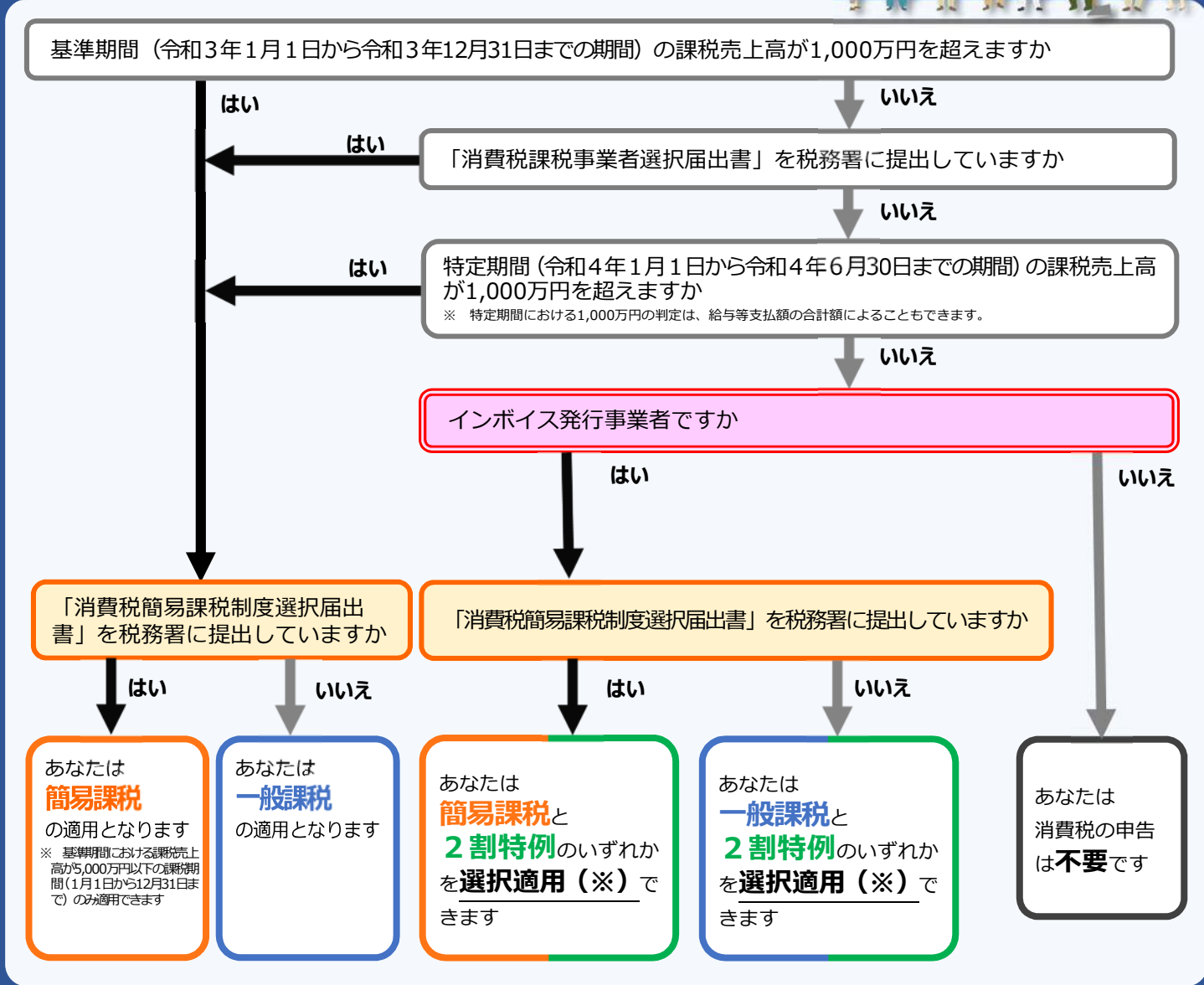
令和5年分消費税の申告・納付期限は、令和6年4月1日（月）

※ 納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利！

消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶



消費税申告の計算方法のフローチャート



※ 2割特例を適用し（又は適用せず）に、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする（又は適用する）ことはできません。
また、相続、高額な資産を仕入れた場合など2割特例を適用できない場合があります。詳しくは、下記「消費税に関する情報について」の「インボイス制度」から、「インボイスQ&A」をご参照ください。

計算イメージ

一般課税
売上げに係る消費税額から
仕入れ等に係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が必要

簡易課税
売上げに係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率を掛けた金額
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に応じたみなし仕入率を使用
・事前の届出が必要

2割特例
売上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・仕入れや経費の額について、実額計算が不要
・業種に関わらず売上税額の一割2割を納付
・事前の届出が不要

消費税に関する情報について

